

令和6年10月8日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕

多重受診による向精神薬の多量入手事例について（通知）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

複数の医療機関を受診（多重受診）し、向精神薬を多量に入手する事例については、向精神薬の乱用による健康被害や不正譲渡等の犯罪の発生につながるおそれがありますが、依然として対策が困難な課題となっています。

このたび、こうした事例による健康被害や犯罪の未然防止を図るため、改めて次のとおり留意事項をまとめましたので、貴会員への周知をお願いします。

なお、一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県精神科病院協会及び広島県精神神経科診療所協会へは別紙1及び別紙2のとおり通知しています。

- 1 患者の多くは、処方薬を受け取る場合に薬剤師と面会することとなるため、薬剤師は、過量服薬のリスクの高い患者を早期に見つけ出し、適切な医療に結び付けるためのキーパーソンとして重要な役割を担う。
薬剤服用歴やお薬手帳などから向精神薬の乱用が疑われる患者については、薬剤師から、患者に対して「よく眠れているか」、精神科を受診していない患者に「精神科を受診しているか」などの声かけをすることや、必要に応じて処方医に疑義照会を行うなど、患者が適切な精神科医療を受けられるよう医療従事者間の連携の構築に努めていただくこと。
- 2 向精神薬の乱用や薬物依存が疑われる際は、依存症専門医療機関への受診や精神保健福祉センターへの相談を促すなど、患者を適切な医療の提供につなげるよう努めること。また、県作成の注意喚起チラシ（別紙3）や依存症専門医療機関作成の啓発カード（別紙4）も必要に応じて活用いただくこと。
- 3 向精神薬の不正譲渡等の犯罪が疑われる際は、県薬務課又は中国四国厚生局麻薬取締部への通報も検討いただくこと。

○ 依存症専門医療機関（薬物依存症）

医療機関名	住所	電話番号
医療法人せのがわ 瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目11-13	082-892-1055
医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北一丁目15-45	0823-72-6111
医療法人絃友会 福山友愛病院	福山市水呑町7302-2	084-956-2288
医療法人社団更生会 こころホスピタル草津	広島市西区草津梅が台10-1	082-277-1001

○ 精神保健福祉センター

機関名	管轄	電話番号
広島市精神保健福祉センター	広島市内	082-245-7731
県立総合精神保健福祉センター (パレアモア広島)	県内（広島市以外）	082-884-1051

参考一覧

- 広島県 HP 『STOP！薬物乱用』（相談窓口一覧等）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/yakubutsurannyoubousi/>



- 広島県 HP 『広島県における依存症の「治療拠点機関」及び「専門医療機関」について』

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/izonshou-chiryokuyoten-senmoniryoku.html>



担 当 麻薬グループ

電 話 082-513-3221 (ダイヤルイン)

(担当者 山戸)



令和 6 年 10 月 8 日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕

多重受診による向精神薬の多量入手事例について（通知）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

複数の医療機関を受診（多重受診）し、向精神薬を多量に入手する事例については、向精神薬の乱用による健康被害や不正譲渡等の犯罪の発生につながるおそれがありますが、依然として対策が困難な課題となっています。

このたび、こうした事例による健康被害や犯罪の未然防止を図るため、改めて次のとおり留意事項をまとめましたので、貴会員への周知をお願いします。

なお、一般社団法人広島県精神科病院協会、広島県精神神経科診療所協会及び公益社団法人広島県薬剤師会へは別紙 1 及び別紙 2 のとおり通知しています。

- 1 一般診療科にかかっている患者で、不眠等により睡眠薬や抗不安薬を処方するも症状が改善しない場合には、うつ病や薬物依存症等の可能性があり、過量服薬のリスクが高いと考えられるため、精神科専門医等に紹介するなど診療連携の構築に努めていただくこと。
- 2 向精神薬の乱用及び不正譲渡等の犯罪の未然防止の観点から、患者の他医療機関での受診状況の把握に努めるとともに、問診等による確認に加えて、お薬手帳等により患者の服薬状況や薬剤服用歴を確認するよう努めていただくこと。
- 3 向精神薬の乱用や薬物依存が疑われる際は、依存症専門医療機関への受診や精神保健福祉センターへの相談を促すなど、患者を適切な医療の提供につなげるよう努めていただくこと。また、県作成の注意喚起チラシ（別紙 3）や依存症専門医療機関作成の啓発カード（別紙 4）も必要に応じて活用いただくこと。
- 4 向精神薬の不正譲渡等の犯罪が疑われる際は、県薬務課又は中国四国厚生局麻薬取締部への通報も検討いただくこと。

○ 依存症専門医療機関（薬物依存症）

医療機関名	住所	電話番号
医療法人せのがわ 瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目 11-13	082-892-1055
医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北一丁目 15-45	0823-72-6111
医療法人絃友会 福山友愛病院	福山市水呑町 7302-2	084-956-2288
医療法人社団更生会 ころろホスピタル草津	広島市西区草津梅が台 10-1	082-277-1001

○ 精神保健福祉センター

機関名	管轄	電話番号
広島市精神保健福祉センター	広島市内	082-245-7731
県立総合精神保健福祉センター (パレアマリア広島)	県内（広島市以外）	082-884-1051

参考一覧

- 広島県 HP 『STOP！薬物乱用』（相談窓口一覧等）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/yakubutsurannyoubousi/>



- 広島県 HP 『広島県における依存症の「治療拠点機関」及び「専門医療機関」について』

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/izonshou-chiryokuyoten-senmoniryoku.html>



担 当 麻薬グループ

電 話 082-513-3221(ダイヤルイン)

(担当者 山戸)



令和 6 年 10 月 8 日

一般社団法人広島県精神科病院協会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕

多重受診による向精神薬の多量入手事例について（通知）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

複数の医療機関を受診（多重受診）し、向精神薬を多量に入手する事例については、向精神薬の乱用による健康被害や不正譲渡等の犯罪の発生につながるおそれがありますが、依然として対策が困難な課題となっています。

このたび、こうした事例による健康被害や犯罪の未然防止を図るため、改めて次のとおり留意事項をまとめ、別紙のとおり一般社団法人広島県医師会及び公益社団法人広島県薬剤師会へ通知しましたので、ご承知おきいただくとともに、薬物依存症患者に係る医療連携に引き続き御協力いただくよう貴会会員への周知をお願いします。

担 当 麻薬グループ

電 話 082-513-3221(ダイヤルイン)

(担当者 山戸)



令和6年10月8日

広島県精神神経科診療所協会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕

多重受診による向精神薬の多量入手事例について（通知）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

複数の医療機関を受診（多重受診）し、向精神薬を多量に入手する事例については、向精神薬の乱用による健康被害や不正譲渡等の犯罪の発生につながるおそれがありますが、依然として対策が困難な課題となっています。

このたび、こうした事例による健康被害や犯罪の未然防止を図るため、改めて次のとおり留意事項をまとめ、別紙のとおり一般社団法人広島県医師会及び公益社団法人広島県薬剤師会へ通知しましたので、ご承知おきいただくとともに、薬物依存症患者に係る医療連携に引き続き御協力いただくよう貴会会員への周知をお願いします。

担 当 麻薬グループ

電 話 082-513-3221(ダイヤルイン)

(担当者 山戸)

向精神薬は 適切に服用しましょう！

向精神薬は、安定剤、眠剤、睡眠導入剤、鎮痛薬等として使われる有用な薬です。

その一方で、中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼすため、使い方を間違えると、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、依存などが生じるおそれがあり、過量服用すると命にかかわる場合もあります。

向精神薬を服用される場合は、医師の指示を守り、薬剤師の指導に沿って適切に服用しましょう。

1 誤解していませんか？

① 飲み残しの薬もあるので、薬を2倍飲んだら、2倍効く？

答え ⇒ そんなことはありません。

薬を定められた量より多く飲んだからといって、よく効くものではありません。

多く飲みすぎると、副作用や中毒などが現れることがあります。

飲み残しがある場合は、主治医やかかりつけ薬局へお持ちください。



薬は用法用量を守って服用しましょう！

② 医師に処方してもらった薬を他の人にあげてよい？

答え ⇒ あげてはいけません。

医師が処方した薬は、その人の病気、症状、体質、年齢などを考えて処方されています。

症状が似ているからといって、絶対に他の人にあげないでください。

医師が処方した薬はあなただけの薬です！

2 相談窓口

お薬に関する悩みや問い合わせは、主治医やかかりつけ薬剤師・薬局に相談しましょう。

また、薬物乱用・薬物依存に関する悩みは、精神保健福祉センター等にご相談ください。

機関名	管轄	電話番号
広島市精神保健福祉センター	広島市内	082-245-7731
県立総合精神保健福祉センター (パレアモア広島)	県内（広島市以外）	082-884-1051
広島県健康福祉局薬務課	県内	082-513-3221

その他の相談窓口
については、県 HP
を御確認ください。



～お薬手帳を活用しましょう！～

「お薬手帳」とは、あなたが使っている薬を記録しておくための手帳です。


使っている薬や薬によるアレルギー経験を記録し、医師や薬剤師に正確に伝えることはとても大切です。複数の医療機関にかかっている時にも、お薬手帳は1冊にまとめましょう。医師や薬剤師に見せることで、飲み合わせや薬が重複していないかチェックしてもらえます。また、薬などの情報が正確に伝わります。

～不正に向精神薬を入手することは犯罪です！～

向精神薬は、医療上、有用な薬ですが、依存の危険性もあるため、麻薬と同じ取締法で規制されています。医師の診断を受け、用法・用量を守って服用してください。

依存症専門医療機関作成 啓発カード


まだ、足りんの？



それって、
処方薬依存・市販薬依存かも


あなたは大丈夫？
～処方薬依存・市販薬依存Check～
ICD10改変

- 薬を飲みたい気持ちが強い。
- 薬を飲むときや量について指示が守れない。
- 薬をやめたり、減らしたら体調が悪くなる。
- 以前より多い量の薬を飲まないと効果がない。
- 薬以外の楽しみがない。
- 体に悪いと言われているけど、薬が必要。



薬物乱用防止に関する
情報はこちらから！！

広島県依存症専門医療機関
連携会議 啓発カードWG



**あなたも
家族も
ひとりじゃない。**



依存症になっても回復
に向かう道があります。

依存症の相談場所(自助グループ)

アルコールに関する相談

- 広島県断酒連合会
中田：TEL090-4802-1865
- AA (アルコールリクス・アノニマス)
AA中四国セントラルオフィス
TEL：082-246-8608
- 特定非営利活動法人 広島マック
TEL：082-262-6689

薬物・処方薬に関する相談

- 広島ダルク
TEL：070-3313-1152 (遠藤)
0826-83-0923 (北広島ハウス)
メール：shunk11525023@gmail.com

**ギャンブル(ゲーム・買い物依存等)
に関する相談**

- GA広島(ギャンブラーズ・アノニマス)
TEL：080-1948-1479

広島県依存症専門医療機関
連携会議 啓発カードWG